

# 大牟田市立病院経営改善支援業務委託プロポーザル実施要領

## 趣 旨

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「当院」という。）は、第5期中期計画（令和8～11年度）に基づき各種経営改善に取り組んでいるが、将来に亘り市民の期待に応え、地域の中核病院として良質で高度な医療を安定して提供していくためには、新たな地域医療構想や診療報酬改定、今後の地域の医療需要の動向など、外部環境の変化に柔軟に対応しながら、経営基盤の強化を図る必要がある。こうした当院の経営改善に向けた取組を一層推進し、より実効性のあるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者に経営改善支援業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。

本要領は、優先交渉権事業者を総合的な評価により決定し、本業務の効率的かつ効果的な推進を図るために必要な手続き等について定める。

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

大牟田市立病院経営改善支援業務

### (2) 業務内容

経営の改善に向けて、次の3つの事項について、調査、分析を通じて現状や課題を明確化し、具体的な改善策の立案や実行支援を行うものとする。

- ① 収益の増加に関すること
- ② 費用の節減に関すること
- ③ その他の経営改善に関すること

### (3) 契約期間

契約締結日から1年間

### (4) 見積限度額

15,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 上限を超えた提案は受理しない。

※ ソフトウェアの利用料や交通費など、費用として発生するものについては、予め見積額に含めること。

※ 契約締結後の一切の追加費用は原則として認めない。

## 2 プロポーザル参加資格について

次に掲げる要件を全て満たすとともに、当院の基本理念や方針の下に協働できることを条件とする。

- (1) 令和3年4月1日以降に、200床以上の医療法第1条の5に規定する病院において、経営改善支援に係る業務を元請として3件以上受託したことがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (4) 会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て中または更生手続き中でないか、または民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立て中または再生手続き中でないこと。
- (5) 役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体又は暴力団関係者、総会屋等、その他これらに準じた者でないこと。

### 3 スケジュールについて

項目	日程
募集開始	令和8年5月18日(月) ホームページ掲載
質問書受付期限	令和8年5月27日(水) 17時までに電子メールにて
質問回答	令和8年6月1日(月) 17時までにホームページ掲載
プロポーザル参加申込	令和8年6月8日(月) 17時必着
企画提案書の提出	令和8年6月15日(月) 17時必着
(書類選考) ※	(実施する場合は、令和8年6月18日(木) 17時までに結果連絡)
プレゼンテーション実施日	令和8年6月23日(火) 14:00から
審査結果通知	最優秀提案者選定後速やかに通知
契約締結日	令和8年8月1日(予定)

※ プロポーザル参加事業者が4者以上となる場合は、予め書類による選考を行う。

### 4 プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出について

- (1) 提出書類 参加事業者は以下の書類を提出すること。

番号	名称(様式番号)	部数	提出期限
1	参加申込書(様式第1号)	1部	令和8年6月8日
2	会社概要書(様式第2号)	1部	令和8年6月8日
3	業務実績書(様式第3号)	1部	令和8年6月8日
4	反社会的勢力排除誓約書(様式第4号)	1部	令和8年6月8日
5	企画提案書(任意様式) 企画提案書は「仕様書」の内容及び「プロポーザル評価基準」の評価項目に従い、当院の取り組むべき課題等を踏まえ、具体的で実現可能な改善策や、期待される改善効果等がわかりやすい資料を作成すること。	12部	令和8年6月15日
6	見積書(任意様式) ※記載した金額が1(4)に記載した見積限度額を超えた場合は本プロポーザルへの参加を無効とする。	1部	令和8年6月15日

	<p>※ ソフトウェアの利用料や交通費など、費用として発生するものについては、予め見積額に含めること。</p> <p>※ 契約締結後の一切の追加費用は原則として認めない。</p>		
7	<p>工程表（任意様式）</p> <p>※ 本業務の遂行スケジュールについて作成すること。</p>	1部	令和8年6月15日
8	<p>商業・法人登記簿謄本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履歴事項全部証明書</li> <li>・ 発行後3ヵ月以内のものに限る</li> </ul> <p>※ 写し不可</p> <p>※ 個人事業主等の場合は代表者のマイナンバーカードの写し</p>	1部	令和8年6月8日
9	<p>納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行後3ヵ月以内のものに限る</li> <li>・ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの</li> </ul> <p>※ 写し不可</p>	1部	令和8年6月8日

(2) 提出期限（各書類の番号で表記）

1～4、8、9 … 令和8年6月 8日（月） 17時必着  
5～7 … 令和8年6月15日（月） 17時必着

(3) 提出方法

持参もしくは郵送による紙媒体での提出

(4) その他

プロポーザル参加事業者が4者以上となる場合は、予め書類による選考を行う。

5 質問の受付について

(1) 提出方法

質問は質問書（様式第5号）を電子メールに添付して提出すること。なお、評価又は審査に係る質問は受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和8年5月27日（水）17時までに電子メールにて

(3) 提出先

電子メールアドレス： keiei@ghp.omuta.fukuoka.jp

※ 電子メールの件名を「【会社名】経営改善支援業務委託プロポーザルに関する質問」と記載すること。

## 6 患者レセプトデータ等の開示について

患者レセプトデータが必要な場合は、ファイル名、データの期間、データの受け渡し方法について予め電子メールにて連絡すること。データの受け渡しにあたっては、当院と秘密保持契約を締結するものとし、データの受け渡し時には匿名化加工を施すこと。受け渡す患者レセプトデータは、レセプトファイル、DPC（D・E・F・Hファイルなど）とし、期間は1年分を上限とする。

患者レセプトデータ以外の情報についても、開示については同様の手続きが原則として必要なものとする。ただし、データの内容によっては、開示を行わない場合もある。

なお、これらの患者レセプトデータ等の開示対応期間は、令和8年5月18日（月）から令和8年6月8日（月）までとする。

## 7 審査及び選定の方法

### (1) 審査委員

審査及び選定は、病院が別に定める委員を構成員とする「大牟田市立病院経営改善支援業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が行う。

### (2) 審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。審査の対象となる事業者には、日時等について別途通知する。なお、参加事業者が4者以上となる場合には、事務局において書類審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者を原則3者以内とする。

#### ① 実施日時

令和8年6月23日（火） 14：00から

#### ② 審査場所

大牟田市立病院301会議室

#### ③ プレゼンテーション及びヒアリング時間

持ち時間は1者30分（25分説明、5分質疑応答）とする。

なお、プロジェクター、スクリーン及びマイク等の機材は病院が準備するものを使用し、その他必要な機材がある場合は、提案者が準備すること。

#### ④ 実施方法

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとする。当日等に追加で資料等を配布することは一切認めない。

### (3) 審査方法

選定委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容について別紙「大牟田市立病院経営改善支援業務委託に係るプロポーザル評価基準」に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められる者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価による得点が、最低基準点（総配点の50%）以上とならなかった場合は、最優秀提案者とならない。

選定結果は、審査の対象となった全ての事業者に文書で通知する。電話での回答は行わない。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても、当該事業者について審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、この場合においても、評価による得点が、最低基準点（総配点の50%）以上とならなかった場合は、最優秀提案者とならない。

(4) 選定の取り消し

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 参加申込書類を提出後、参加資格を満たさないことが判明した者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ④ 公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、選定委員会委員または事務局職員に不正な接触または本選定に関して営業活動を行った者
- ⑤ 本選定にあたり不正な行為があり、社会的信用を損なう行為を行い、参加者として相応しくないと選定委員会が認めた者

(5) 委託契約の締結に係る基本事項

- ① 最優秀提案者と協議し、改めて見積書を徴した後に予定額の範囲内で契約を締結するものとする。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更についての協議を含むことがある。
- ② 最優秀提案者と協議が調わなかった場合は、次点の優秀提案者と協議する。

8 その他

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領及び仕様書に記載された内容及び条件等を全て承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出後の修正等は認めない。ただし、当院が内容に疑義等があると判断し、補正又は内容追加等（内容の補強は含まない。）を求めたときは、この限りではない。
- ② 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、当院が複製を作成することがある。
- ③ 提出された書類は返却しない。

(3) 費用の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 無効となる参加申込書、提案書等

参加申込書、提案書等が次の条件の一つ以上該当する場合は無効とする。

- ① 提出の方法や提出された日等が、本要領の定めと合致しないもの。
- ② 本要領で指定する様式以外を使用したもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑤ 見積書に記載した金額が1(4)に記載した見積限度額を超えているもの。

(5) 複数提案の禁止

参加事業者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 秘密の保持

参加事業者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

(7) 営業活動の禁止

参加事業者は、公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び病院職員に対して営業活動を行うことはできない。

## 9 事務局

問い合わせ及び書類提出先

地方独立行政法人大牟田市立病院 経営企画課

住所 〒836-8567 福岡県大牟田市宝坂町 2-19-1

担当 樺嶋、飯田

電話 0944-53-1061 (代)

E-mail keiei@ghp.omuta.fukuoka.jp